

今回のテーマ： 中小企業向け優遇税制について

中小企業（※）に対する設備投資に関する優遇税制のうち主なものはつぎのとおりです。

（※）

① 資本金が1億円以下の法人

同一の大規模法人（資本金が1億円を超える法人又は資本を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人）に発行済株式の総数の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式の総数の3分の2以上を所有されている法人は除かれます。

② 資本を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

	概要	対象資産	適用期限
中小企業投資促進税制	新品の機械装置などを取得し、指定事業（※1）の用に供した場合、特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の7%）（※2）の選択適用 （※1）製造業、建設業、卸売業、小売業、サービス業等 （※2）資本金3,000万円以下の法人に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（取得価額160万円以上） ・器具備品（取得価額120万円以上） ・ソフトウェア（取得価額70万円以上） ・貨物運送用自動車（3.5トン以上） 	2017年3月31日までに事業供用しているもの
生産性向上投資促進税制	特定生産性向上設備を取得し、事業の用に供した場合、特別償却（取得価額の50%）又は税額控除（取得価額の10%）（※1）の選択適用 （※1）資本金が3,000万円を超える法人は7%	① 新モデルかつ旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する設備 OR ② 経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備 【取得価額要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・建物（取得価額120万円以上） ・建物附属設備（取得価額120万円以上） ・機械装置（取得価額160万円以上） ・器具備品（取得価額120万円以上） ・ソフトウェア（取得価額70万円以上） 	2017年3月31日までに事業供用しているもの
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	アドバイス機関（※1）から経営改善に関する指導及び助言を受け、対象資産を取得して指定事業（※2）の用に供した場合、特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の7%）が選択適用 （※1）経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、農業協同組合等 （※2）卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・器具備品（取得価額30万円以上） ・建物附属設備（取得価額60万円以上） 	2017年3月31日までに事業供用しているもの

お見逃しなく！

中小企業に対する設備投資以外の優遇税制として、試験研究費の税額控除の特例（中小企業技術基盤強化税制）、雇用促進税制の特例、所得拡大促進税制の特例があります。